

令04原機（大安）033
令和4年4月25日

原子力規制委員会 殿

茨城県那珂郡東海村大字舟石川765番地1
国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
理事長 小口正範（公印省略）

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構大洗研究所（北地区）
核燃料物質使用施設等保安規定の変更認可申請について

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第57条第1項の規定に基づき、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構大洗研究所（北地区）核燃料物質使用施設等保安規定について、別紙のとおり変更認可を申請します。

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構大洗研究所（北地区）
核燃料物質使用施設等保安規定の変更

この保安規定に係る変更の内容及び変更の理由は、次のとおりである。
なお、変更の内容等の詳細は、別添に示す。

1. 変更の内容

- (1) 核燃料物質使用変更許可申請による使用の目的及び作業フローチャートの変更に伴う変更
核燃料物質使用変更許可申請による使用目的及び作業フローチャートの変更（令和3年5月26日許可）に伴い、第6編第17条第3項の「ホットラボ課長は、第6条に定める核燃料物質の最大取扱量及び第19条の規定にかかわらず、第18条第4項に定める核燃料物質を貯蔵した容器の定期点検並びに第18条第1項に定める核燃料物質の貯蔵の確認及び核燃料物質の搬出に係る作業を除き、第10条及び第11条に定める核燃料物質の取扱い作業を行わない。また、第1項の規定にかかわらず、核燃料物質を受け入れない。」を「ホットラボ課長は、第1項の規定によりJMT Rから核燃料物質の受入れを行う。」に変更する。
- (2) 核燃料物質使用変更許可との整合（使用施設の設備のうち、使用を終了した維持管理中の設備の管理の追加）
第6編第3章「保守管理」に第16条の2「使用を終了した維持管理中の設備の管理」、別表第7の2「使用を終了した維持管理中の設備の管理（第16条の2関係）」として、使用を終了した維持管理中の設備の管理について記載を追加する。
- (3) 核燃料物質使用変更許可との整合（使用目的の変更に伴い今後使用しない機器の削除）
第6編別表第1「核燃料物質の最大取扱量（第6条関係）」から使用場所「遮へい型X線マイクロアナライザー」、最大取扱量「74GBq」、110GWd/t-U 高燃焼度燃料取扱量「74GBq」、天然ウラン、劣化ウラン、濃縮ウラン、プルトニウム、トリウム、ウラン-233「-」の記載を削除する。
- (4) 核燃料物質使用変更許可との整合による部屋名の変更及びグローブボックスの削除
第6編別図（その1）「ホットラボ1階平面図」について、「Be特性試験室」を「微細組織解析室」に名称変更及びグローブボックス「No.1、No.2、3、No.4、No.5、No.6」の記載を削除する。
- (5) 使用施設の使用上の制限の変更等
第7編第6条「使用施設の使用上の制限」について記載を変更する。また、第7編別表第1の3「開封点検及び安定化処理に関する作業における作業員の力量（第6条関係）」を削除する。
- (6) フード及び108号室の保安措置の変更
第7編第6条の2「フード及び108号室の保安措置」について、「核燃料物質を取り扱わない維持管理設備及び108号室の保安措置」に見直し、核燃料物質を取り扱わない維持管理設備のグローブボックスの追加に係る表記の見直しを行う。

(7) 核燃料物質を取り扱わない維持管理設備の管理に係る見直し

第7編第8条「負圧の維持」、第13条の3「施設管理の重要度が高い系統に対する定量的な目標の策定」、別表第2「警報装置の作動条件（第7条関係）」、別表第4「保安上重要な設備等（第9条、第12条関係）」及び別表第7「巡視（第17条関係）」について、核燃料物質を取り扱わない維持管理設備を、他の燃料研究棟で所掌する設備・機器と同様に管理することに係る表記の見直しを行う。

(8) 放射性廃棄物でない廃棄物の管理の追加

第7編第7章第26条「放射性廃棄物でない廃棄物の管理」を追加する。

(9) グローブボックスの最大取扱量の変更

第7編別表第1の1「最大取扱量（グローブボックス）（第6条、第20条関係）」について一部記載を削除する。

また、911-D グローブボックスの最大取扱量を変更する。

(10) 実験室等の最大取扱量の変更

第7編別表第1の2「最大取扱量（実験室等）（第6条、第20条関係）」について、使用場所を変更する。

(11) 核燃料物質を取り扱わない維持管理設備の対象を示す別表の追加

第7編別表第1の3「フード及びグローブボックスの核燃料物質を取り扱わない維持管理設備（第6条の2関係）」を追加する。

(12) 核燃料物質の貯蔵制限量的変更

第7編別表第9「核燃料物質の貯蔵制限量的（第19条、第20条関係）」について、燃料棒貯蔵箱に係る記載を削除する。

(13) 燃料研究棟平面図の変更

第7編別図「燃料研究棟平面図（1、2階）」について、保管廃棄施設を追加する。

(14) 記載の適正化に係る変更

第6編別表第1「核燃料物質の最大取扱量（第6条関係）」の「濃縮ウラン」を「濃縮ウラン(U-235)」に変更する。

その他、表記の見直しを行う。

2. 変更の理由

(1) 核燃料物質使用変更許可申請による使用の目的及び作業フローチャートの変更に伴う変更

核燃料物質使用変更許可申請書 大洗研究所（北地区）（施設編）ホットラボ（施設番号2）の2. 使用の目的及び方法に係る使用の目的及び図2-1 作業フローチャートの記載の変更に伴い記載の整合を図るため。

(2) 核燃料物質使用変更許可との整合（使用施設の設備のうち、使用を終了した維持管理中の設備の管理の追加）

核燃料物質使用変更許可申請書 大洗研究所（北地区）（施設編）ホットラボ（施設番号2）の7-4. 使用施設の設備のうち、使用を終了した維持管理中の設備との記載の整合を図るため。

- (3) 核燃料物質使用変更許可との整合（使用目的の変更に伴い今後使用しない機器の削除）
核燃料物質使用変更許可申請書 大洗研究所（北地区）（施設編）ホットラボ（施設番号2）
の表2-1 コンクリートセル及び顕微鏡鉛セル等の最大取扱量との記載の整合を図るため。
- (4) 核燃料物質使用変更許可との整合による部屋名の変更及びグローブボックスの削除
核燃料物質使用変更許可申請書 大洗研究所（北地区）（施設編）ホットラボ（施設番号2）
の図7-1 ホットラボ1階平面図との記載の整合を図るため。
- (5) 使用施設の使用上の制限の変更等
酸化物原料粉を Pu^{+235}U 量で 220g を超えて封入するプルトニウム・濃縮ウラン貯蔵容器内の
金属容器を詰め替える作業（以下「金属容器詰替え作業」という。）に係る核燃料物質使用
変更許可申請書との整合のため。
- (6) フード及び108号室の保安措置の変更
核燃料物質を取り扱わない維持管理設備のグローブボックスを追加するため。
- (7) 核燃料物質を取り扱わない維持管理設備の管理に係る見直し
核燃料物質を取り扱わない維持管理設備の管理を明確化するため。
- (8) 放射性廃棄物でない廃棄物の管理の追加
燃料棒貯蔵箱を解体・撤去することに伴い、放射性廃棄物でない廃棄物の管理を明確化する
ため。
- (9) グローブボックスの最大取扱量の変更
核燃料物質の使用を終了したグローブボックスについて、核燃料物質を取り扱わない維持
管理設備とするため。また、金属容器詰替え作業を実施するため。
- (10) 実験室等の最大取扱量の変更
保管廃棄施設の追加に伴い、廃棄物非破壊計量を行う実験室を変更するため。
- (11) 核燃料物質を取り扱わない維持管理設備の対象を示す別表の追加
フード及びグローブボックスの核燃料物質を取り扱わない維持管理設備を明記するため。
- (12) 核燃料物質の貯蔵制限量的変更
燃料棒貯蔵箱を撤去するため。
- (13) 燃料研究棟平面図の変更
保管廃棄施設を追加するため。
- (14) 記載の適正化に係る変更
核燃料物質使用変更許可申請書 大洗研究所（北地区）（施設編）ホットラボ（施設番号2）
の表2-1 コンクリートセル及び顕微鏡鉛セル等の最大取扱量との記載の整合を図るため。
その他、記載の適正化を図るため。

3. 施行期日

この規定は、原子力規制委員会の認可日以降、理事長が別に定める日から施行する。ただし、変更後の第7編別表第1の2に示す111号室の廃棄物非破壊計量及び別図に示す112号室の保管廃棄施設は、使用前確認証の交付を受けた日の翌日から施行する。

以上

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
大洗研究所（北地区）
核燃料物質使用施設等保安規定
新旧対照表

令和4年4月

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

変更前	変更後	備考
<p>目次</p> <p>第1編～第5編（省略）</p> <p>第6編 ホットラボの管理</p> <p>第1章 通則（第1条～第5条）</p> <p>第2章 使用の管理</p> <p>第1節 使用上の制限（第6条）</p> <p>第2節 使用上の条件（第7条・第8条）</p> <p>第3節 作業上の確認（第9条～第11条）</p> <p>第3章 保守管理（第12条～<u>第16条</u>）</p> <p>第4章 核燃料物質の管理（第17条～第19条）</p> <p>第5章 異常時の措置</p> <p>第1節 警報装置が作動した場合の措置（第20条）</p> <p>第2節 点検等において異常を認めた場合の措置（第21条）</p> <p>第3節 地震又は火災時の措置</p> <p>第6章 放射線管理（第22条～第24条）</p> <p>（別表）</p> <p>（別図）</p> <p>第7編 燃料研究棟の管理</p> <p>第1章 通則（第1条～第5条）</p> <p>第2章 使用の管理</p> <p>第1節 使用上の制限（第6条～<u>第6条の3</u>）</p> <p>第2節 使用上の条件（第7条・第8条）</p> <p>第3節 作業上の確認（第9条～第12条）</p> <p>第3章 保守管理（第13条～第17条）</p> <p>第4章 核燃料物質の管理（第18条～第20条）</p> <p>第5章 異常時の措置</p> <p>第1節 警報装置が作動した場合の措置（第21条）</p> <p>第2節 点検等において異常を認めた場合の措置（第22条）</p> <p>第3節 地震又は火災時の措置</p> <p>第6章 放射線管理（第23条～第25条）</p> <p>（別表）</p> <p>（別図）</p> <p>第8編～附則（省略）</p>	<p>目次</p> <p>第1編～第5編（変更なし）</p> <p>第6編 ホットラボの管理</p> <p>第1章 通則（第1条～第5条）</p> <p>第2章 使用の管理</p> <p>第1節 使用上の制限（第6条）</p> <p>第2節 使用上の条件（第7条・第8条）</p> <p>第3節 作業上の確認（第9条～第11条）</p> <p>第3章 保守管理（第12条～<u>第16条の2</u>）</p> <p>第4章 核燃料物質の管理（第17条～第19条）</p> <p>第5章 異常時の措置</p> <p>第1節 警報装置が作動した場合の措置（第20条）</p> <p>第2節 点検等において異常を認めた場合の措置（第21条）</p> <p>第3節 地震又は火災時の措置</p> <p>第6章 放射線管理（第22条～第24条）</p> <p>（別表）</p> <p>（別図）</p> <p>第7編 燃料研究棟の管理</p> <p>第1章 通則（第1条～第5条）</p> <p>第2章 使用の管理</p> <p>第1節 使用上の制限（第6条～<u>第6条の2</u>）</p> <p>第2節 使用上の条件（第7条・第8条）</p> <p>第3節 作業上の確認（第9条～第12条）</p> <p>第3章 保守管理（第13条～第17条）</p> <p>第4章 核燃料物質の管理（第18条～第20条）</p> <p>第5章 異常時の措置</p> <p>第1節 警報装置が作動した場合の措置（第21条）</p> <p>第2節 点検等において異常を認めた場合の措置（第22条）</p> <p>第3節 地震又は火災時の措置</p> <p>第6章 放射線管理（第23条～第25条）</p> <p><u>第7章 放射性廃棄物でない廃棄物の管理（第26条）</u></p> <p>（別表）</p> <p>（別図）</p> <p>第8編～附則（変更なし）</p>	<p></p> <p>変更に伴う見直し</p> <p></p> <p>変更に伴う見直し</p> <p></p> <p>変更に伴う見直し</p>

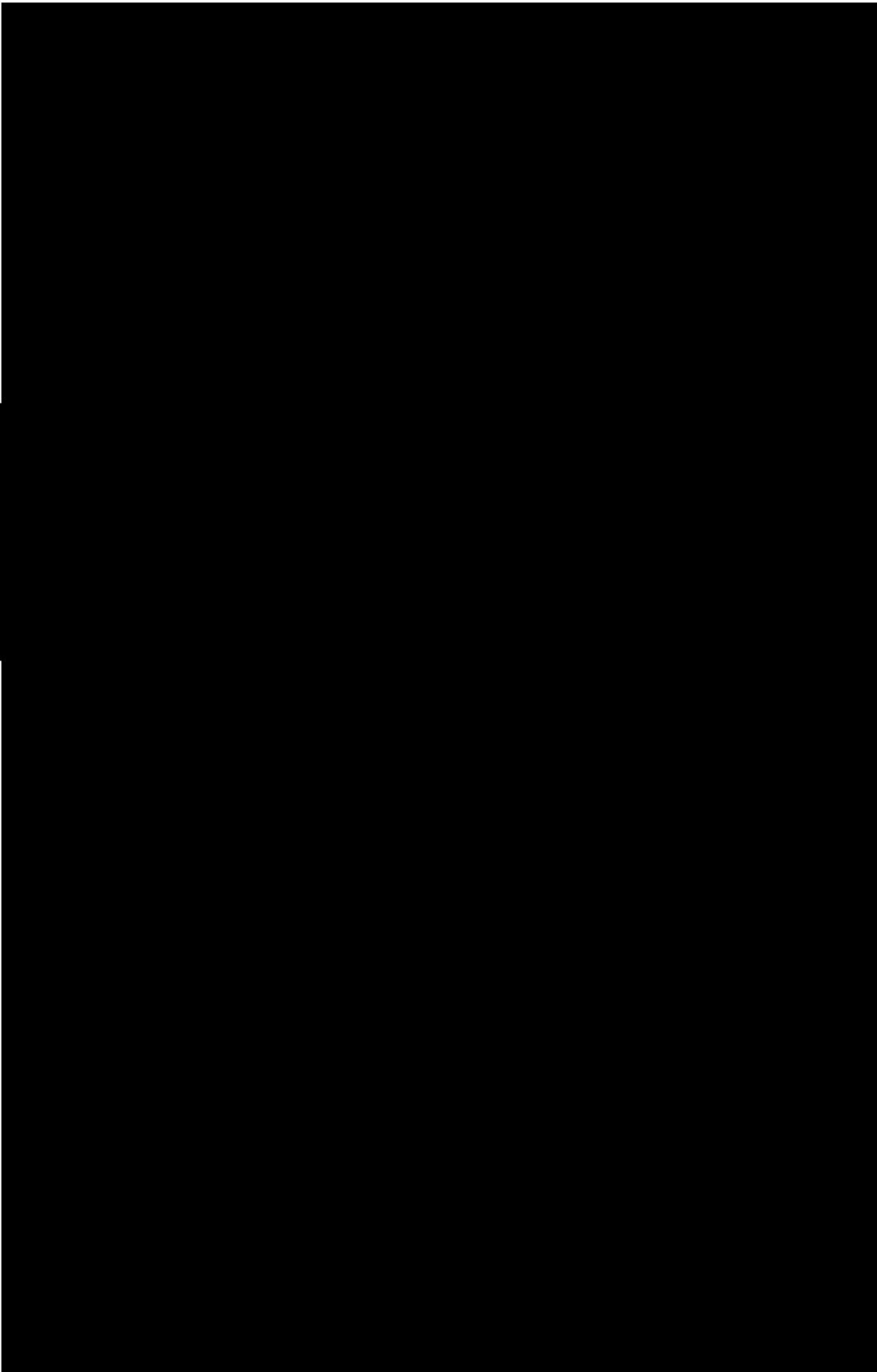
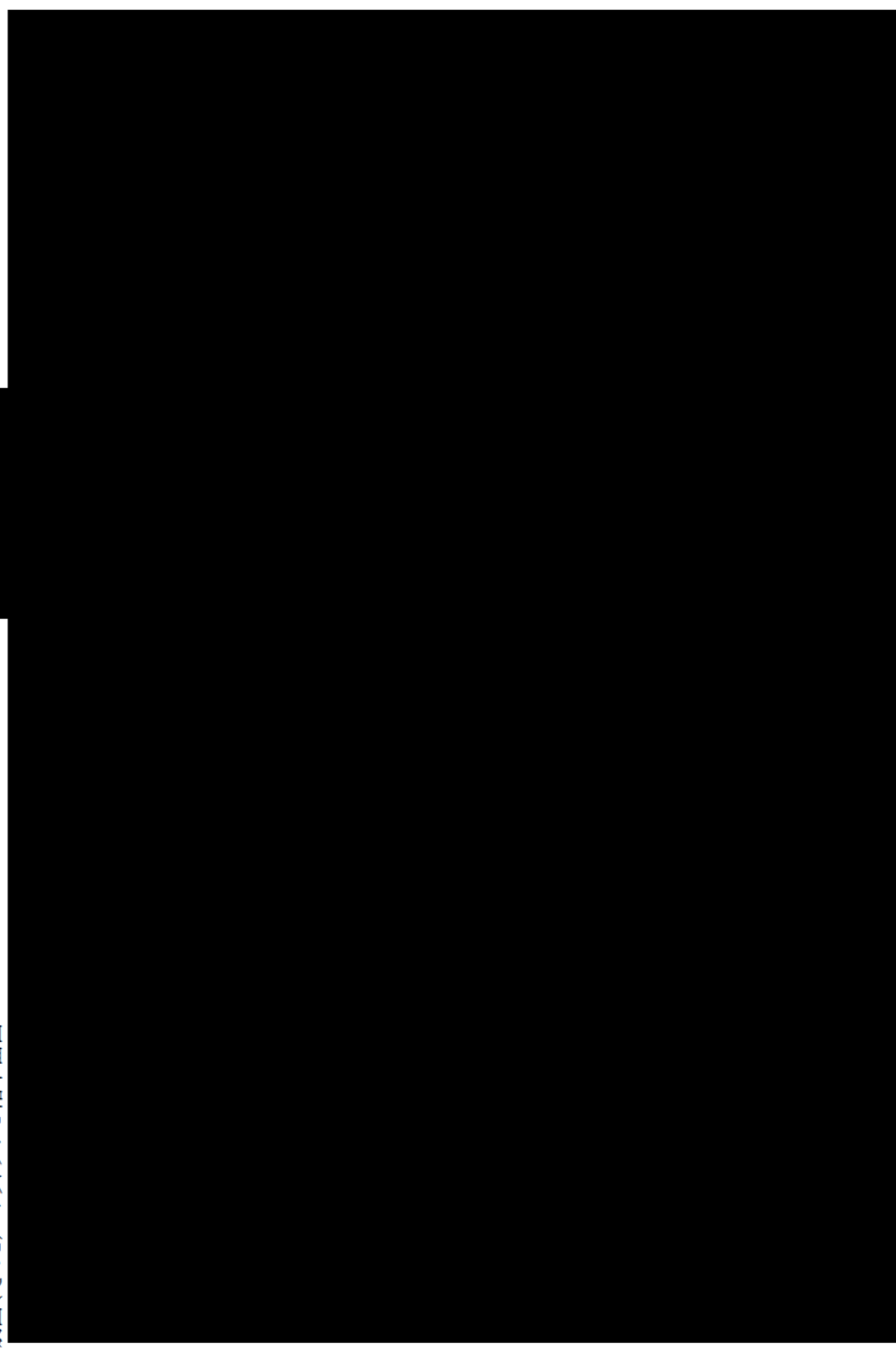
変更前	変更後	備考																																																																																
<p>第1編 総則 第1条～第35条（省略） 別表第1～別表第10（省略）</p> <p>別表第11（1）核燃料物質の使用等に関する記録（第33条関係） 核燃料物質の使用等に関する規則第2条の11に定める記録</p> <table border="1" data-bbox="154 436 1270 1621"> <thead> <tr> <th>記録事項</th> <th>記録すべき場合</th> <th>記録責任者</th> <th>保存責任者</th> <th>保存期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 使用施設等の施設管理（核燃料使用規則第2条の11の7に規定するものをいう。以下この表において同じ。）に係る記録 (イ)使用前確認の結果 (第2編第34条の2、第4編第9条の2、第5編第20条、第6編第14条の2、第7編第15条の2、第8編第16条の2)</td> <td>確認の都度</td> <td>施設管理者</td> <td>施設管理者</td> <td>同一事項に関する次の確認のときまでの期間</td> </tr> <tr> <td colspan="5" style="text-align: center;">(途中省略)</td> </tr> <tr> <td>3. 操作記録（安全上重要な施設（使用許可基準規則第1条第2項第4号に規定するものをいう。）に係るものに限る（ハを除く。）。） (イ)使用施設における核燃料物質の種類別の使用量及び使用の日時</td> <td>使用の都度（連続式にあっては連続して）</td> <td>施設管理者</td> <td>施設管理者</td> <td>1年間</td> </tr> <tr> <td>(ロ)使用施設等の操作開始及び操作停止の時刻</td> <td>開始及び停止の都度</td> <td>施設管理者</td> <td>施設管理者</td> <td>1年間</td> </tr> <tr> <td>(ハ)警報装置から発せられた警報の内容（令第41条各号に掲げる核燃料物質に係るものに限る。） (注3、注4) (第2編第33条、第5編第18条、第32条、第6編第7条、第13条、第24条、第7編第7条、第25条、第8編第25条)</td> <td>その都度</td> <td>施設管理者</td> <td>施設管理者</td> <td>1年間</td> </tr> <tr> <td>(ニ)使用施設等の操作責任者及び操作員の氏名並びにこれらの者の交代の時刻</td> <td>操作の開始及び交代の都度</td> <td>施設管理者</td> <td>施設管理者</td> <td>1年間</td> </tr> <tr> <td colspan="5" style="text-align: center;">(以下省略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>注1：保管廃棄施設に保管した後、廃棄物管理施設に引き渡す。 注2：第3編第11条の3の固体廃棄物を廃棄する課長又は共用の廃棄物容器に収納される固体廃棄物については管理区域管理者 注3：核燃料物質使用許可申請書に記載する警報についても記録を行う。 注4：検査、点検、保守、訓練及び設備の起動・停止に伴う警報で、異常ではないことが明らかなものを除く。</p> <p>別表第11（2）（省略） 別図第1～別図第3（省略）</p>	記録事項	記録すべき場合	記録責任者	保存責任者	保存期間	1. 使用施設等の施設管理（核燃料使用規則第2条の11の7に規定するものをいう。以下この表において同じ。）に係る記録 (イ)使用前確認の結果 (第2編第34条の2、第4編第9条の2、第5編第20条、第6編第14条の2、第7編第15条の2、第8編第16条の2)	確認の都度	施設管理者	施設管理者	同一事項に関する次の確認のときまでの期間	(途中省略)					3. 操作記録（安全上重要な施設（使用許可基準規則第1条第2項第4号に規定するものをいう。）に係るものに限る（ハを除く。）。） (イ)使用施設における核燃料物質の種類別の使用量及び使用の日時	使用の都度（連続式にあっては連続して）	施設管理者	施設管理者	1年間	(ロ)使用施設等の操作開始及び操作停止の時刻	開始及び停止の都度	施設管理者	施設管理者	1年間	(ハ)警報装置から発せられた警報の内容（令第41条各号に掲げる核燃料物質に係るものに限る。） (注3、注4) (第2編第33条、第5編第18条、第32条、第6編第7条、第13条、第24条、第7編第7条、第25条、第8編第25条)	その都度	施設管理者	施設管理者	1年間	(ニ)使用施設等の操作責任者及び操作員の氏名並びにこれらの者の交代の時刻	操作の開始及び交代の都度	施設管理者	施設管理者	1年間	(以下省略)					<p>第1編 総則 第1条～第35条（変更なし） 別表第1～別表第10（変更なし）</p> <p>別表第11（1）核燃料物質の使用等に関する記録（第33条関係） 核燃料物質の使用等に関する規則第2条の11に定める記録</p> <table border="1" data-bbox="1347 436 2463 1621"> <thead> <tr> <th>記録事項</th> <th>記録すべき場合</th> <th>記録責任者</th> <th>保存責任者</th> <th>保存期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 使用施設等の施設管理（核燃料使用規則第2条の11の7に規定するものをいう。以下この表において同じ。）に係る記録 (イ)使用前確認の結果 (第2編第34条の2、第4編第9条の2、第5編第20条、第6編第14条の2、第7編第15条の2、第8編第16条の2)</td> <td>確認の都度</td> <td>施設管理者</td> <td>施設管理者</td> <td>同一事項に関する次の確認のときまでの期間</td> </tr> <tr> <td colspan="5" style="text-align: center;">(途中省略)</td> </tr> <tr> <td>3. 操作記録（安全上重要な施設（使用許可基準規則第1条第2項第4号に規定するものをいう。）に係るものに限る（ハを除く。）。） (イ)使用施設における核燃料物質の種類別の使用量及び使用の日時</td> <td>使用の都度（連続式にあっては連続して）</td> <td>施設管理者</td> <td>施設管理者</td> <td>1年間</td> </tr> <tr> <td>(ロ)使用施設等の操作開始及び操作停止の時刻</td> <td>開始及び停止の都度</td> <td>施設管理者</td> <td>施設管理者</td> <td>1年間</td> </tr> <tr> <td>(ハ)警報装置から発せられた警報の内容（令第41条各号に掲げる核燃料物質に係るものに限る。） (注3、注4) (第5編第32条、第6編第7条、第24条、第7編第7条、第25条、第8編第25条)</td> <td>その都度</td> <td>施設管理者</td> <td>施設管理者</td> <td>1年間</td> </tr> <tr> <td>(ニ)使用施設等の操作責任者及び操作員の氏名並びにこれらの者の交代の時刻</td> <td>操作の開始及び交代の都度</td> <td>施設管理者</td> <td>施設管理者</td> <td>1年間</td> </tr> <tr> <td colspan="5" style="text-align: center;">(以下省略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>注1：保管廃棄施設に保管した後、廃棄物管理施設に引き渡す。 注2：第3編第11条の3の固体廃棄物を廃棄する課長又は共用の廃棄物容器に収納される固体廃棄物については管理区域管理者 注3：核燃料物質使用許可申請書に記載する警報についても記録を行う。 注4：検査、点検、保守、訓練及び設備の起動・停止に伴う警報で、異常ではないことが明らかなものを除く。</p> <p>別表第11（2）（変更なし） 別図第1～別図第3（変更なし）</p>	記録事項	記録すべき場合	記録責任者	保存責任者	保存期間	1. 使用施設等の施設管理（核燃料使用規則第2条の11の7に規定するものをいう。以下この表において同じ。）に係る記録 (イ)使用前確認の結果 (第2編第34条の2、第4編第9条の2、第5編第20条、第6編第14条の2、第7編第15条の2、第8編第16条の2)	確認の都度	施設管理者	施設管理者	同一事項に関する次の確認のときまでの期間	(途中省略)					3. 操作記録（安全上重要な施設（使用許可基準規則第1条第2項第4号に規定するものをいう。）に係るものに限る（ハを除く。）。） (イ)使用施設における核燃料物質の種類別の使用量及び使用の日時	使用の都度（連続式にあっては連続して）	施設管理者	施設管理者	1年間	(ロ)使用施設等の操作開始及び操作停止の時刻	開始及び停止の都度	施設管理者	施設管理者	1年間	(ハ)警報装置から発せられた警報の内容（令第41条各号に掲げる核燃料物質に係るものに限る。） (注3、注4) (第5編第32条、第6編第7条、第24条、第7編第7条、第25条、第8編第25条)	その都度	施設管理者	施設管理者	1年間	(ニ)使用施設等の操作責任者及び操作員の氏名並びにこれらの者の交代の時刻	操作の開始及び交代の都度	施設管理者	施設管理者	1年間	(以下省略)					<p>記載の適正化</p>
記録事項	記録すべき場合	記録責任者	保存責任者	保存期間																																																																														
1. 使用施設等の施設管理（核燃料使用規則第2条の11の7に規定するものをいう。以下この表において同じ。）に係る記録 (イ)使用前確認の結果 (第2編第34条の2、第4編第9条の2、第5編第20条、第6編第14条の2、第7編第15条の2、第8編第16条の2)	確認の都度	施設管理者	施設管理者	同一事項に関する次の確認のときまでの期間																																																																														
(途中省略)																																																																																		
3. 操作記録（安全上重要な施設（使用許可基準規則第1条第2項第4号に規定するものをいう。）に係るものに限る（ハを除く。）。） (イ)使用施設における核燃料物質の種類別の使用量及び使用の日時	使用の都度（連続式にあっては連続して）	施設管理者	施設管理者	1年間																																																																														
(ロ)使用施設等の操作開始及び操作停止の時刻	開始及び停止の都度	施設管理者	施設管理者	1年間																																																																														
(ハ)警報装置から発せられた警報の内容（令第41条各号に掲げる核燃料物質に係るものに限る。） (注3、注4) (第2編第33条、第5編第18条、第32条、第6編第7条、第13条、第24条、第7編第7条、第25条、第8編第25条)	その都度	施設管理者	施設管理者	1年間																																																																														
(ニ)使用施設等の操作責任者及び操作員の氏名並びにこれらの者の交代の時刻	操作の開始及び交代の都度	施設管理者	施設管理者	1年間																																																																														
(以下省略)																																																																																		
記録事項	記録すべき場合	記録責任者	保存責任者	保存期間																																																																														
1. 使用施設等の施設管理（核燃料使用規則第2条の11の7に規定するものをいう。以下この表において同じ。）に係る記録 (イ)使用前確認の結果 (第2編第34条の2、第4編第9条の2、第5編第20条、第6編第14条の2、第7編第15条の2、第8編第16条の2)	確認の都度	施設管理者	施設管理者	同一事項に関する次の確認のときまでの期間																																																																														
(途中省略)																																																																																		
3. 操作記録（安全上重要な施設（使用許可基準規則第1条第2項第4号に規定するものをいう。）に係るものに限る（ハを除く。）。） (イ)使用施設における核燃料物質の種類別の使用量及び使用の日時	使用の都度（連続式にあっては連続して）	施設管理者	施設管理者	1年間																																																																														
(ロ)使用施設等の操作開始及び操作停止の時刻	開始及び停止の都度	施設管理者	施設管理者	1年間																																																																														
(ハ)警報装置から発せられた警報の内容（令第41条各号に掲げる核燃料物質に係るものに限る。） (注3、注4) (第5編第32条、第6編第7条、第24条、第7編第7条、第25条、第8編第25条)	その都度	施設管理者	施設管理者	1年間																																																																														
(ニ)使用施設等の操作責任者及び操作員の氏名並びにこれらの者の交代の時刻	操作の開始及び交代の都度	施設管理者	施設管理者	1年間																																																																														
(以下省略)																																																																																		

変更前	変更後	備考
<p>第2編 放射線管理 第1条～第35条（省略） 別表第1～別表第13（省略） 別図第1（その1）～別図第2（省略） 別記様式第1～別記様式第3（省略）</p> <p>第3編 核燃料物質等の運搬及び放射性廃棄物等の管理 第1条～第15条（省略） 別表第1～別表第10（省略）</p> <p>第4編 廃棄物移送設備の管理 第1条～第14条（省略） 別表第1～別表第2（省略）</p> <p>第5編 JMTRの管理 第1条～第34条（省略） 別表第1～別表第15（省略） 別図（その1）～別図（その13）（省略）</p>	<p>第2編 放射線管理 第1条～第35条（変更なし） 別表第1～別表第13（変更なし） 別図第1（その1）～別図第2（変更なし） 別記様式第1～別記様式第3（変更なし）</p> <p>第3編 核燃料物質等の運搬及び放射性廃棄物等の管理 第1条～第15条（変更なし） 別表第1～別表第10（変更なし）</p> <p>第4編 廃棄物移送設備の管理 第1条～第14条（変更なし） 別表第1～別表第2（変更なし）</p> <p>第5編 JMTRの管理 第1条～第34条（変更なし） 別表第1～別表第15（変更なし） 別図（その1）～別図（その13）（変更なし）</p>	

変更前	変更後	備考
<p>第6編 ホットラボの管理 第1条～第16条（省略）</p> <p>第4章 核燃料物質の管理 （使用等の制限）</p> <p>第17条 ホットラボ課長は、核燃料物質を受け入れるときは、次の各号に掲げるところにより、法第52条の規定により許可を受けた年間予定使用量（以下「年間予定使用量」という。）を超えないようにして行う。</p> <p>(1) いかなる時点においても、受け入れようとする核燃料物質の量と在庫量との和が年間予定使用量（最大存在量）を超えないこと。</p> <p>(2) 1年間に受け入れる核燃料物質の量が年間予定使用量（延べ取扱量）を超えないこと。</p> <p>2 前項の年間予定使用量は、別表第8に掲げるとおりとする。</p> <p>3 <u>ホットラボ課長は、第6条に定める核燃料物質の最大取扱量及び第19条の規定にかかわらず、第18条第4項に定める核燃料物質を貯蔵した容器の定期点検並びに第18条第1項に定める核燃料物質の貯蔵の確認及び核燃料物質の搬出に係る作業を除き、第10条及び第11条に定める核燃料物質の取扱い作業を行わない。また、第1項の規定にかかわらず、核燃料物質を受け入れない。</u></p> <p>第18条～第24条（省略）</p>	<p>第6編 ホットラボの管理 第1条～第16条（変更なし）</p> <p><u>（使用を終了した維持管理中の設備の管理）</u> <u>第16条の2 ホットラボ課長は、使用を終了した維持管理中の設備について、別表第7の2に掲げるところにより維持管理状態を点検する。</u></p> <p>第4章 核燃料物質の管理 （使用等の制限）</p> <p>第17条 ホットラボ課長は、核燃料物質を受け入れるときは、次の各号に掲げるところにより、法第52条の規定により許可を受けた年間予定使用量（以下「年間予定使用量」という。）を超えないようにして行う。</p> <p>(1) いかなる時点においても、受け入れようとする核燃料物質の量と在庫量との和が年間予定使用量（最大存在量）を超えないこと。</p> <p>(2) 1年間に受け入れる核燃料物質の量が年間予定使用量（延べ取扱量）を超えないこと。</p> <p>2 前項の年間予定使用量は、別表第8に掲げるとおりとする。</p> <p>3 <u>ホットラボ課長は、第1項の規定によりJMT Rから核燃料物質の受入れを行う。</u></p> <p>第18条～第24条（変更なし）</p>	<p>核燃料物質使用変更許可との整合（使用施設の設備のうち、使用を終了した維持管理中の設備の管理の追加）</p> <p>核燃料物質使用変更許可申請による使用の目的及び作業フローチャートの変更に伴う変更</p>

変更前										変更後										備考		
別表第1 核燃料物質の最大取扱量（第6条関係）										別表第1 核燃料物質の最大取扱量（第6条関係）										記載の適正化に係る変更		
使用場所	最大取扱量	110GWd /t-U 高燃焼度燃料取扱量	天然ウラン	劣化ウラン	濃縮ウラン			プルト ニウム	トリ ウム	ウラン- 233	使用場所	最大取扱量	110GWd /t-U 高燃焼度燃料取扱量	天然ウラン	劣化ウラン	濃縮ウラン (U-235)			プルト ニウム		トリ ウム	ウラン- 233
					5 % 未満	5 %以 上	20 % 以上									5 % 未満	5 %以 上	20 % 以上				
コンクリート No.1セル	33PBq	621TBq 注1) (燃料棒9 本相当)									コンクリート No.1セル	33PBq	621TBq 注1) (燃料棒9 本相当)									
コンクリート No.2セル	33PBq	621TBq 注1) (燃料棒9 本相当)									コンクリート No.2セル	33PBq	621TBq 注1) (燃料棒9 本相当)									
コンクリート No.3セル	3.7PBq	138TBq 注1) (燃料棒2 本相当)	55kg	360kg	10kg 注2)			1kg	11kg	1kg	コンクリート No.3セル	3.7PBq	138TBq 注1) (燃料棒2 本相当)	55kg	360kg	10kg 注2)			1kg	11kg	1kg	
コンクリート No.4セル	1.1PBq	85TBq 注 1)									コンクリート No.4セル	1.1PBq	85TBq 注1)									
コンクリート No.5セル	1.1PBq	85TBq 注 1)									コンクリート No.5セル	1.1PBq	85TBq 注1)									
コンクリート No.6セル	85TBq	85TBq									コンクリート No.6セル	85TBq	85TBq									
コンクリート No.7セル	85TBq	85TBq									コンクリート No.7セル	85TBq	85TBq									
コンクリート No.8セル	85TBq	85TBq									コンクリート No.8セル	85TBq	85TBq									
顕微鏡鉛No.1 セル	3.7TBq	3.7TBq									顕微鏡鉛No.1 セル	3.7TBq	3.7TBq									
顕微鏡鉛No.2 セル	3.7TBq	3.7TBq									顕微鏡鉛No.2 セル	3.7TBq	3.7TBq									
顕微鏡鉛No.3 セル	3.7TBq	3.7TBq									顕微鏡鉛No.3 セル	3.7TBq	3.7TBq									
顕微鏡鉛No.4 セル	3.7TBq	3.7TBq									顕微鏡鉛No.4 セル	3.7TBq	3.7TBq									
遮へい型X線 マイクロアナ ライザー	74GBq	74GBq									(削る)	(削る)	(削る)	(削る)								
			二																	核燃料物質使用変更許可との整合(使用目的の変更に伴い今後使用しない機器の削除)		
注1) 高燃焼度燃料使用時に於いて他試料を同時に取扱う場合、合計の取扱量が高燃焼度燃料取扱量を超えて使用しない。 注2) 濃縮ウラン(20%以上)については年間予定数量を超えて使用しない。										注1) 高燃焼度燃料使用時に於いて他試料を同時に取扱う場合、合計の取扱量が高燃焼度燃料取扱量を超えて使用しない。 注2) 濃縮ウラン(20%以上)については年間予定数量を超えて使用しない。												
別表第2～別表第4 (省略)										別表第2～別表第4 (変更なし)												

変更前			変更後			備考
別表第5 作業開始前及び作業終了後の点検（第10条関係）			別表第5 作業開始前及び作業終了後の点検（第10条関係）			記載の適正化に係る変更
区分	設備等	点検項目	区分	設備等	点検項目	
本体施設	セル等	(1) 負圧が正常に維持されていること。 (2) <u>しゃへい扉</u> 、ハッチ等が閉鎖状態にあること。	本体施設	セル等	(1) 負圧が正常に維持されていること。 (2) <u>遮蔽扉</u> 、ハッチ等が閉鎖状態にあること。	
	インセルモニタ	指示値が正常であること。		インセルモニタ	指示値が正常であること。	
特定施設	電源設備	電圧、電流、電力等が正常であること。	特定施設	電源設備	電圧、電流、電力等が正常であること。	
	気体廃棄設備	電流、操作機器等が正常であること。		気体廃棄設備	電流、操作機器等が正常であること。	
	液体廃棄設備	(1) 警報水位以下であること。 (2) バルブ等が正常であること。		液体廃棄設備	(1) 警報水位以下であること。 (2) バルブ等が正常であること。	
別表第6～別表第7（省略）			別表第6～別表第7（変更なし）			核燃料物質使用変更許可との整合（使用施設の設備のうち、使用を終了した維持管理中の設備の管理の追加）
別表第7の2 使用を終了した維持管理中の設備の管理（第16条の2関係）			別表第7の2 使用を終了した維持管理中の設備の管理（第16条の2関係）			
セル、部屋の名称	使用を終了した維持管理中の設備	数量	点検項目	頻度		
コンクリートNo.1セル	溶接装置	1式	使用を終了した維持管理中の設備について電源遮断等、核燃料物質の使用の禁止表示が行われていること。	1回 /月		
	キャプセル試料組込装置	1式				
	外観写真撮影装置	1式				
	放射能測定装置	1式				
	ペリスコープ	1式				
コンクリートNo.3セル	X線撮影装置	1式				
	γスキヤニング装置	1式				
	ステレオスコープ	1式				
コンクリートNo.4セル	過電流探傷試験装置	1式				
	ギャップ測定装置	1式				
	Na K処理装置	1式				
コンクリートNo.5セル	燃料棒寸法測定装置	1式				
	穿孔装置	1式				
	FPガス捕集装置	1式				
	リークローケータ	1式				
	質量分析装置	1式				
	真空蒸着装置	1式				
コンクリートNo.6セル	ペリスコープ	1式				
	密度測定装置	1式				
	重量測定装置	1式				
コンクリートNo.7セル	ペリスコープ	1式				
	ペレット中心孔加工装置	1式				
コンクリートNo.8セル	マイクロカッター	1式				
	研磨機	1式				
	超音波洗浄器	1式				
	電解研磨装置	1式				
	乾燥機	1式				
	流し	1式				
	ステレオスコープ	1式				
	コンベア装置	1式				
	顕微鏡鉛No.1セル	金属顕微鏡	1式			
	顕微鏡鉛No.2セル	金属顕微鏡	1式			
顕微鏡鉛No.3セル	低倍率顕微鏡	1式				
	硬さ試験機	1式				
顕微鏡鉛No.4セル	マイクロγスキヤニング装置	1式				
No.3カナル	キャプセル試料組込装置	1式				
XMA試験室	遮へい型X線マイクロアナライザー装置	1式				

変更前	変更後	備考
<p>別表第 8～別表第 1 6 （省略）</p>  <p>別図(その1) ホットラボ 1 階平面図</p> <p>別図(その2)～別図(その4) （省略）</p>	<p>別表第 8～別表第 1 6 （変更なし）</p>  <p>別図(その1) ホットラボ 1 階平面図</p> <p>別図(その2)～別図(その4) （変更なし）</p>	<p>備考</p> <p>核燃料物質使用変更許可との整合による部屋名の変更及びグローブボックスの削除</p>

変更前	変更後	備考
<p>第7編 燃料研究棟の管理</p> <p>第1条～第5条 （省略）</p> <p>（使用施設の使用上の制限）</p> <p>第6条 燃料研究施設保全課長は、別表第1の1及び別表第1の2に掲げるところにより、使用場所ごとに定められた核燃料物質の最大取扱量を超えて使用してはならない。</p> <p>2 燃料研究施設保全課長は、グローブボックス又はグローブボックス群ごとに前項の核燃料物質の種類及び使用制限量を表示する。</p> <p>3 燃料研究施設保全課長は、漏えいするおそれのある粉末の核燃料物質の量を抑制するために、容器に収納されていない粉末の核燃料物質を扱う際には、プルトニウム及びウランの合計量が施設全体で100g以下となるように管理する。</p> <p>4 燃料研究施設保全課長は、核燃料物質を貯蔵した容器を開封する場合には気密設備であるグローブボックスにおいて行う。</p> <p>5 燃料研究施設保全課長は、プルトニウム・濃縮ウラン貯蔵容器（以下この条において「貯蔵容器」という。）の開封点検及び貯蔵容器内の試料（以下この条において「試料」という。）の安定化処理が完了するまでは、試料が第1編第4条の2の「核燃料物質の取扱いに関する管理基準」を満たしていないため、施設内の試料の移動作業、試料のバッグイン及びバッグアウト作業、調整及び点検並びに安定化処理におけるグローブボックス作業において、次の各号に掲げる事項を遵守する。</p> <p>(1) 作業員は全面マスクを着用して内部被ばくの防止の措置を講ずる。</p> <p>(2) 貯蔵容器をグローブボックスからバッグアウトする際は、貯蔵容器表面の汚染検査を行い汚染が無いことを確認する。</p> <p>(3) 貯蔵容器の移動に当たっては、第20条第4項に基づき所定の運搬車により行う。また、試料のバッグアウト時には金属容器表面及びバッグ表面の汚染検査を行うとともに、金属容器を金属製の気密容器に収納した上で移動する。</p> <p>(4) 安定化処理における加熱時は、消火剤を設置する等の火災対策を行うとともに、常時監視を実施して安全を確保する。</p> <p>(5) 作業に応じて別表第1の3で必要とされる十分な力量を有する者を作業に充てる。</p> <p>（フード及び108号室の保安措置）</p> <p>第6条の2 燃料研究施設保全課長は、フード及び108号室のグローブボックスにおける核燃料物質の取扱いを止め、核燃料物質を取り扱わない設備として核燃料物質の使用禁止の表示を行う。また、108号室内の固定された汚染箇所について、第2条に定める手引により定期的に点検する。</p> <p>（貯蔵容器開封点検に係る施設外への搬出前点検）</p> <p>第6条の3 燃料研究施設保全課長は、搬出前に貯蔵容器の外観検査、ボルトの締付確認及び汚染検査を行う。</p> <p>第7条 （省略）</p>	<p>第7編 燃料研究棟の管理</p> <p>第1条～第5条 （変更なし）</p> <p>（使用施設の使用上の制限）</p> <p>第6条 燃料研究施設保全課長は、別表第1の1及び別表第1の2に掲げるところにより、使用場所ごとに定められた核燃料物質の最大取扱量を超えて使用してはならない。</p> <p>2 燃料研究施設保全課長は、グローブボックス又はグローブボックス群ごとに前項の核燃料物質の種類及び使用制限量を表示する。</p> <p>3 燃料研究施設保全課長は、漏えいするおそれのある粉末の核燃料物質の量を抑制するために、容器に収納されていない粉末の核燃料物質を扱う際には、プルトニウム及びウランの合計量が施設全体で100g以下となるように管理する。</p> <p>4 燃料研究施設保全課長は、核燃料物質を貯蔵した容器を開封する場合には気密設備であるグローブボックスにおいて行う。</p> <p>5 燃料研究施設保全課長は、酸化原料粉をPu+²³⁵U量で220gを超えて封入している9個のプルトニウム・濃縮ウラン貯蔵容器（以下この条において「貯蔵容器」という。）について、重量を220g以下とするために行う貯蔵容器内の金属容器を詰め替える作業において、次の各号に掲げる事項を遵守する。</p> <p>(1) 作業員は全面マスクを着用して内部被ばくの防止の措置を講ずる。</p> <p>(2) 貯蔵容器の移動に当たっては、第20条第4項に基づき所定の運搬車により行う。</p> <p>(3) 貯蔵容器の開封は911-Dグローブボックス内で行い、貯蔵容器から取り出した金属容器の開封を行わない。</p> <p>(4) 911-Dグローブボックスで取り扱う貯蔵容器は、空容器を含め1容器のみとする。</p> <p>(5) 911-Dグローブボックス設置場所である109号室内で、その他の核燃料物質を同時使用しない。</p> <p>なお、9個の貯蔵容器は、以下の識別番号（容器番号）を対象とする。</p> <p>P008-029 (1029)、P008-030 (1030)、P008-035 (1035)、 P008-036 (1036)、P008-037 (1037)、P008-038 (1038)、 P008-039 (1039)、P008-040 (1040)、Z502-052 (1052)</p> <p>貯蔵容器から取り出した金属容器は、それぞれ以下の識別番号（容器番号）の貯蔵容器に収納する。</p> <p>P008-042 (1042)、P008-044 (1044)、P008-045 (1045)、 P008-047 (1047)、P008-048 (1048)、P008-049 (1049)、 P008-050 (1050)、P008-051 (1051)、Z502-053 (1053)</p> <p>（核燃料物質を取り扱わない維持管理設備及び108号室の保安措置）</p> <p>第6条の2 燃料研究施設保全課長は、別表第1の3に掲げるフード及びグローブボックスの核燃料物質を取り扱わない維持管理設備について核燃料物質の使用禁止の表示を行う。</p> <p>2 108号室内の固定された汚染箇所について、第2条に定める手引により定期的に点検する。</p> <p>（削る）</p> <p>第7条 （変更なし）</p>	<p>作業が終了したため貯蔵容器の開封点検に係る記載を削除 金属容器詰め替え作業に係る記載を追記</p> <p>核燃料物質を取り扱わない維持管理設備の追加に伴う見直し</p> <p>作業が終了したため貯蔵容器の開封点検に係る条文を削る</p>

変更前	変更後	備考
<p>（負圧の維持）</p> <p>第8条 燃料研究施設保全課長は、別表第3に掲げるところにより負圧を維持する。ただし、検査、補修又は改造等を行う場合において、燃料材料開発部長の承認を受けたときは、この限りでない。</p> <p>2 燃料研究施設保全課長は、グローブボックスの内部の負圧を室内に対し90Pa以上490Pa以下に維持しなければならない。ただし、検査、補修又は改造等を行う場合において、燃料材料開発部長の承認を受けたときは、この限りでない。</p> <p>3 燃料材料開発部長は、第1項及び前項のただし書きの承認を行おうとするときは、核燃料取扱主務者の同意を得る。</p> <p>4 燃料研究施設保全課長は、第1項及び第2項のただし書きの規定により、負圧の維持が行われないときは、排気設備、グローブボックス等の汚染が外部へ拡大しないための措置を講じる。</p>	<p>（負圧の維持）</p> <p>第8条 燃料研究施設保全課長は、別表第3に掲げるところにより負圧を維持する。ただし、検査、補修又は改造等を行う場合において、燃料材料開発部長の承認を受けたときは、この限りでない。</p> <p>2 燃料研究施設保全課長は、グローブボックス（核燃料物質を取り扱わない維持管理設備を含む。）については内部の負圧を室内に対し90Pa以上490Pa以下に維持しなければならない。フードについては吸引状態を維持しなければならない。ただし、検査、補修又は改造等を行う場合において、燃料材料開発部長の承認を受けたときは、この限りでない。</p> <p>3 燃料材料開発部長は、第1項及び前項のただし書きの承認を行おうとするときは、核燃料取扱主務者の同意を得る。</p> <p>4 燃料研究施設保全課長は、第1項及び第2項のただし書きの規定により、負圧の維持が行われないときは、排気設備、グローブボックス等の汚染が外部へ拡大しないための措置を講じる。</p>	<p>核燃料物質を取り扱わない維持管理設備の管理に係る表記の見直し</p>
<p>第9条～第13条の2 （省略）</p> <p>（施設管理の重要度が高い系統に対する定量的な目標の策定）</p> <p>第13条の3 燃料研究施設保全課長及び放射線管理第2課長は、前条の施設管理目標を踏まえ、所掌する設備・機器のうち重要度の高いものについて、定量的な施設管理目標を策定する。</p> <p>2 燃料研究施設保全課長は、前項の定量的な施設管理目標を取りまとめ、放射線管理部長の確認を受けたのちに、燃料材料開発部長の承認を得る。これを変更しようとするときも、同様とする。</p> <p>3 燃料材料開発部長は、前項の承認をしようとするときは、核燃料取扱主務者の同意を得る。</p> <p>4 燃料研究施設保全課長は、第2項の承認を得たときは、放射線管理第2課長に通知する。</p>	<p>第9条～第13条の2 （変更なし）</p> <p>（施設管理の重要度が高い系統に対する定量的な目標の策定）</p> <p>第13条の3 燃料研究施設保全課長及び放射線管理第2課長は、前条の施設管理目標を踏まえ、所掌する設備・機器（核燃料物質を取り扱わない維持管理設備を含む。以下第7編において同じ。）のうち重要度の高いものについて、定量的な施設管理目標を策定する。</p> <p>2 燃料研究施設保全課長は、前項の定量的な施設管理目標を取りまとめ、放射線管理部長の確認を受けたのちに、燃料材料開発部長の承認を得る。これを変更しようとするときも、同様とする。</p> <p>3 燃料材料開発部長は、前項の承認をしようとするときは、核燃料取扱主務者の同意を得る。</p> <p>4 燃料研究施設保全課長は、第2項の承認を得たときは、放射線管理第2課長に通知する。</p>	<p>核燃料物質を取り扱わない維持管理設備の管理に係る表記の見直し</p>
<p>第13条の4～第25条 （省略）</p>	<p>第13条の4～第25条 （変更なし）</p> <p><u>第7章 放射性廃棄物でない廃棄物の管理</u> <u>（放射性廃棄物でない廃棄物の管理）</u></p> <p>第26条 燃料研究施設保全課長は、管理区域内に設置されている設備等を構成している金属、コンクリート、ガラス、プラスチック等（以下「資材等」という。）を、核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物で廃棄しようとするものでない廃棄物（以下「放射性廃棄物でない廃棄物」という。）とする場合は、次の各号に掲げる措置を講じて燃料材料開発部長の承認を得る。</p> <p>(1) 使用履歴の記録等が管理されている資材等については、管理された使用履歴、設置状況の記録等により汚染がないことを確認する。</p> <p>(2) 汚染された資材等については、その汚染部位の特定・分離を行う。</p> <p>(3) 適切な測定方法により念のための放射線測定を行い、汚染がないことを確認する。</p> <p>2 燃料材料開発部長は、前項の承認をしようとする場合は、あらかじめ放射線管理第2課長の同意を得る。</p> <p>3 燃料研究施設保全課長は、第1項で承認を得た放射性廃棄物でない廃棄物について、管理区域から搬出するまでの間、放射性廃棄物との混在防止の措置及び汚染を防止するための措置を講ずる。</p>	<p>燃料棒貯蔵棚の解体・撤去に伴い放射性廃棄物でない廃棄物の管理に係る条文を追記</p>

変更前								変更後								備考
別表第1の1 最大取扱量（グローブボックス）（第6条、第20条関係）								別表第1の1 最大取扱量（グローブボックス）（第6条、第20条関係）								
グローブボックス	Pu + ²³⁵ U (g)	U+Th (g)	ユニットにおけるPu + ²³⁵ U (g)	グローブボックス	Pu + ²³⁵ U (g)	U+Th (g)	ユニットにおけるPu + ²³⁵ U (g)	グローブボックス	Pu + ²³⁵ U (g)	U+Th (g)	ユニットにおけるPu + ²³⁵ U (g)	グローブボックス	Pu + ²³⁵ U (g)	U+Th (g)	ユニットにおけるPu + ²³⁵ U (g)	
101-D	220	880	220	202-D	220	880	220	(削る)	(削る)			(削る)				
102-D	220	880		211-W	50	200	220	211-W	50	200	50	(削る)				
103-D	220	880		212-D	220	880	220	(削る)								
104-D	220	880		301-D	220	880	220	301-D	220	880	220	301-D	220	880	220	
105-D	220	880		302-D	20	80		302-D	20	80		302-D	20	80		
106-D	220	880		303-D	20	80		303-D	20	80		303-D	20	80		
107-D	220	880		701-D	220	880	220	701-D	220	880	220	701-D	220	880	220	
108-D	220	880		702-D	20	80	702-D	20	80	702-D	20	80	702-D	20	80	
113-D	220	880	220	711-D	220	880	220	(削る)				(削る)				
114-D	220	880		801-W	0	0	0	113-D	220	880	220	114-D	220	880	220	
115-D	220	880		802-W	0	0	0	114-D	220	880		115-D	220	880		
123-D	220	880	811-D	0	0	0	(削る)									
124-D	220	880	812-D	0	0	0	131-D	220	880	220	132-D	220	880	220		
131-D	220	880	821-D	0	0	0	132-D	220	880							
132-D	220	880	901-D	110	440	220	(削る)									
142-D	100	400	902-D	110	440	220	143-W	100	400	100	911-D	300	440	300		
143-W	100	400	911-D	110	440		220	(削る)				(削る)				
201-D	220	880	912-D	110	440		220	(削る)				(削る)				

(注) ・表中のUは天然ウラン及び劣化ウランとする。
・表中のユニットは臨界安全管理上の単一ユニットであり、そのPu + ²³⁵U量は核的制限値とする。

別表第1の2 最大取扱量（実験室等）（第6条、第20条関係）

使用場所	Pu + ²³⁵ U (g)	U+Th (g)	備考
105号室	30	120	廃液一時保管（密封）
112号室	30	120	廃棄物非破壊計量（密封）

(注) ・表中のUは天然ウラン及び劣化ウランとする。
・105号室は単一ユニットであり、Pu + ²³⁵U量は核的制限値とする。

(注) ・表中のUは天然ウラン及び劣化ウランとする。
・表中のユニットは臨界安全管理上の単一ユニットであり、そのPu + ²³⁵U量は核的制限値とする。

別表第1の2 最大取扱量（実験室等）（第6条、第20条関係）

使用場所	Pu + ²³⁵ U (g)	U+Th (g)	備考
105号室	30	120	廃液一時保管（密封）
111号室	30	120	廃棄物非破壊計量（密封）

(注) ・表中のUは天然ウラン及び劣化ウランとする。
・105号室は単一ユニットであり、Pu + ²³⁵U量は核的制限値とする。

核燃料物質を取り扱わない維持管理設備とするグローブボックスの記載の見直し（以下同じ）

金属容器詰替え作業のため911-Dの最大取扱量の記載の変更

保管廃棄施設の追加に伴う使用場所の変更

変更前					変更後			備考
別表第1の3 開封点検及び安定化処理に関する作業における作業員の力量（第6条関係）					別表第1の3 フード及びグローブボックスの核燃料物質を取り扱わない維持管理設備（第6条の2関係）			作業が終了したため貯蔵容器の開封点検に係る別表を削除 第6条の2の核燃料物質を取り扱わない維持管理設備の対象を示す別表を追加 核燃料物質を取り扱わない維持管理設備の管理に係る表記の見直し
評価項目	移動作業	バッグイン・バッグアウト作業	調整及び点検	安定化処理	設置場所	核燃料物質を取り扱わない維持管理設備の名称		
グローブボックス作業（131-D GB）		○		○	101号室	グローブボックス	101-D、102-D、103-D、104-D、105-D、106-D、107-D、108-D、123-D、124-D、142-D	
グローブボックス作業（711-D GB）		○	○		102号室	グローブボックス	201-D、202-D、212-D	
グローブボックス作業（911-D GB）		○	○		107号室	グローブボックス	711-D	
酸化還元炉の取扱い				○	108号室	グローブボックス	801-W、802-W、811-D、812-D、821-D	
プルトニウム、濃縮ウラン貯蔵容器の取扱い	○		○	○		フード	H-1	
プルトニウム、濃縮ウラン管理区域内運搬車の取扱い	○				109号室	グローブボックス	901-D、902-D、912-D	
核燃料物質等の臨界管理	○	○	○	○	111号室	フード	H-2、H-3	
核燃料物質の取扱い	○	○	○	○	33号室	フード	H-4	
放射線作業の管理	○	○	○	○				
非常の場合に採るべき措置	○	○	○	○				
現場作業の安全確保	○	○	○	○				
グリーンハウスの設置	○	○	○	○				
別表第2 警報装置の作動条件（第7条関係）					別表第2 警報装置の作動条件（第7条関係）			
区分	警報装置	作動条件			区分	警報装置	作動条件	
本体施設	グローブボックス内負圧	室内に対し50Pa以下及び540Pa以上			本体施設	グローブボックス*内負圧	室内に対し50Pa以下及び540Pa以上	
	グローブボックス内温度	60℃以上				グローブボックス*内温度	60℃以上	
	実験室内水素濃度	1%超過				実験室内水素濃度	1%超過	
特定施設	非常用電源	非常用電源異常停止			特定施設	非常用電源	非常用電源異常停止	
	排気第1系統ダクト内負圧	室内に対し780Pa以下				排気第1系統ダクト内負圧	室内に対し780Pa以下	
	廃液貯槽（No.1、No.2）	容積の90%以上				廃液貯槽（No.1、No.2）	容積の90%以上	
	圧縮空気圧力	0.49MPa以下				圧縮空気圧力	0.49MPa以下	
					*：核燃料物質を取り扱わない維持管理設備を含む。			

変更前				変更後				備考
別表第3 （省略）				別表第3 （変更なし）				核燃料物質を取り扱わない維持管理設備の管理に係る表記の見直し
別表第4 保安上重要な設備等（第9条、第12条関係）				別表第4 保安上重要な設備等（第9条、第12条関係）				
区分	施設	設備等		区分	施設	設備等		
本体施設	使用施設	(1) グローブボックス (2) 警報装置		本体施設	使用施設	(1) グローブボックス ス (2) 警報装置		
特定施設	廃棄施設	(1) 気体廃棄設備 (2) 液体廃棄設備		特定施設	廃棄施設	(1) 気体廃棄設備 (2) 液体廃棄設備		
	上記以外の施設	(1) 電源設備 (2) 空気圧縮設備			上記以外の施設	(1) 電源設備 (2) 空気圧縮設備		
別表第5～別表第6 （省略）				別表第5～別表第6 （変更なし）				核燃料物質を取り扱わない維持管理設備の管理に係る表記の見直し
別表第7 巡視（第17条関係）				別表第7 巡視（第17条関係）				
区分	設備等	確認事項	ひん度	区分	設備等	確認事項	ひん度	
本体施設	グローブボックス	負圧が正常に維持されていること。	1回/日	本体施設	グローブボックス ス	負圧が正常に維持されていること。	1回/日	
特定施設	電源設備	表示灯、計器、機器温度等が正常であること。	1回/日	特定施設	電源設備	表示灯、計器、機器温度等が正常であること。	1回/日	
	気体廃棄設備	表示灯、計器、機器温度、ベルト、油量等が正常であること。	1回/日		気体廃棄設備	表示灯、計器、機器温度、ベルト、油量等が正常であること。	1回/日	
		フィルタの差圧が正常であること。	1回/月			フィルタの差圧が正常であること。	1回/月	
液体廃棄設備	水量計の指示計、表示灯、貯槽及び各機器が正常であること。	1回/日	液体廃棄設備	水量計の指示計、表示灯、貯槽及び各機器が正常であること。	1回/日			
空気圧縮設備	表示灯、計器、機器温度、ベルト、油量等が正常であること。	1回/日	空気圧縮設備	表示灯、計器、機器温度、ベルト、油量等が正常であること。	1回/日			
別表第8 （省略）				別表第8 （変更なし）				

*：核燃料物質を取り扱わない維持管理設備を含む。

*：核燃料物質を取り扱わない維持管理設備を含む。

変更前							変更後							備考
別表第9 核燃料物質の貯蔵制限量（第19条、第20条関係）							別表第9 核燃料物質の貯蔵制限量（第19条、第20条関係）							燃料棒貯蔵箱を撤去するため削る
貯蔵設備		種類	形態	貯蔵箱1個に格納する貯蔵容器の数	貯蔵容器1個に対する（Pu+ ²³⁵ U）貯蔵制限量	貯蔵箱1個に対する（Pu+ ²³⁵ U）貯蔵制限量	貯蔵設備		種類	形態	貯蔵箱1個に格納する貯蔵容器の数	貯蔵容器1個に対する（Pu+ ²³⁵ U）貯蔵制限量	貯蔵箱1個に対する（Pu+ ²³⁵ U）貯蔵制限量	
場所	設備						場所	設備						
	名称	貯蔵箱No.						名称	貯蔵箱No.					
														
貯蔵設備		種類	形態	ウラン又はトリウム貯蔵制限量			貯蔵設備		種類	形態	ウラン又はトリウム貯蔵制限量			
場所	設備						場所	設備						
														
[Pu+ ²³⁵ Uに係る貯蔵制限量は核的制限値である。また、Pu+ ²³⁵ Uの貯蔵箱は単一ユニットである。]							[Pu+ ²³⁵ Uに係る貯蔵制限量は核的制限値である。また、Pu+ ²³⁵ Uの貯蔵箱は単一ユニットである。]							
別表第10～別表第12 （省略）							別表第10～別表第12 （変更なし）							

変更前	変更後	備考
<p>別図 燃料研究棟平面図（1、2階）</p>	<p>別図 燃料研究棟平面図（1、2階）</p>	<p>保管廃棄施設の追加に伴う変更</p>

変更前	変更後	備考
<p>第8編 HTTRの管理 第1条～第25条（省略） 別表第1～別表第10（省略） 別図第1（その1）～別図第1（その7）（省略）</p>	<p>第8編 HTTRの管理 第1条～第25条（変更なし） 別表第1～別表第10（変更なし） 別図第1（その1）～別図第1（その7）（変更なし）</p> <p><u>附 則</u> この規定は、原子力規制委員会の認可日以降、理事長が別に定める日から施行する。ただし、 変更後の第7編別表第1の2に示す111号室の廃棄物非破壊計量及び別図に示す112号室 の保管廃棄施設は、使用前確認証の交付を受けた日の翌日から施行する。</p>	<p>備考</p> <p>附則の追加</p>